

様式第2号（第8条関係）

令和3年度 第1回いじめ等対策委員会会議録（要点録）

令和3年10月11日作成

会議の名称	令和3年度 第1回島本町いじめ等対策委員会		
会議の開催日時	令和3年8月20日（金）午後2時～3時30分		
会議の開催場所	島本町役場 3階 委員会室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・一部不可・ 不可
事務局（担当課）	教育こども部 教育推進課	傍聴者数	1名
非公開の理由（非公開（会議の一部非公開を含む。）の場合）			
出席委員	(いじめ等対策委員) 長澤委員、飯田委員、宮本委員、三浦委員、大松委員 (教育委員会事務局) 中村教育長、山田教育推進課長、森参事		
会議の議題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 委員長の選出</li> <li>2. 委員長職務代理の指名</li> <li>3. 島本町におけるいじめの現状について</li> <li>4. いじめへの対応について</li> </ol>		
配布資料	別添のとおり		
審議の内容	別紙のとおり		

## 令和3年度 第1回島本町いじめ等対策委員会の要点録

日 時 令和3年8月20日(金) 午後2時～3時30分  
場 所 島本町役場3階 委員会室  
出席委員 長澤 松男委員長、宮本 武志副委員長、飯田 享子委員、  
三浦 潤子委員、大松 美輪委員  
事務局 中村 りか教育長、山田 敏博教育推進課長、  
森 悠介教育推進課参事(庶務)

開 会  
教育長あいさつ

### 案 件

#### 1 委員長の選出(委員長:長澤委員)

- ・委員長は島本町いじめ等対策委員会規則第4条第1項の規定により、長澤委員に決定。

(委員長)

- ・平成16年4月1日から、『島本町審議会等の会議の公開に関する指針』に基づき、島本町いじめ等対策委員会議も公開が原則となる。平成26年8月18日施行の『島本町いじめ等対策委員会の公開に関する要綱』の第3条により、本会議を公開で行う。本日の傍聴者は1名。

#### 2 委員長職務代理の指名

(委員長)

- ・委員長職務代理について、島本町いじめ等対策委員会規則第4条第3項の規定、「委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。」を確認後、委員長が宮本委員を指名。

#### 3 島本町におけるいじめの現状について

(事務局)

○島本町におけるいじめの現状について、資料3に沿って説明。

- ・島本町の令和2年度におけるいじめの認知件数は、小学校11件、中学校2件で、小中学校ともに令和元年度から減少。主な要因には、各校における「いじめが起きにくい集団づくり」や、「年間を通じたいじめ予防の授業実践」等の『いじめ予防に向けた包括的な取組』の充実がある。いじめの件数に一喜一憂せず、いじめで苦しむ児童生徒を早く救うために、いじめを積極的に認知し、早期対応することが重要。
- ・令和2年度中に認知したいじめ事案は、令和3年7月末時点において全てが解消。いじめ解消の定義は、事案発生から3か月以上の期

間、いじめ事象が起きていないことに加え、いじめ被害を受けた本人が、いやな思いをしていない状態であること、この2つが確認された場合である。詳細は資料4の16ページ参照。解消に至った事案一つ一つについて、今後も事案に関わる児童生徒の関係性等の注視を怠ることなく、丁寧な見守りの継続が必要である。

(意見交流)

- ・各学校において、いじめ認知していないが組織対応を行った事案が数多くあり、それらの事案についても丁寧な見守りと再発防止に努める必要がある。
- ・夏休みや土曜日に授業が行われたことの影響による児童生徒のストレス増加が懸念されたが、問題行動につながる事案は発生していない。
- ・町全体でのいじめ防止に向けた取組として、「いじめリーフレット」を小中学校児童生徒全員に配布し、授業実践等に活用した。
- ・いじめ事案の早期発見と対応のために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師等の専門家を活用したチーム対応が有効であり、積極的に取り入れていく。

#### 4 いじめへの対応について

(事務局)

○島本町いじめ防止等基本方針の改訂について、資料4で説明。

- ・平成25年度に、「島本町いじめ防止等基本方針」を策定し、いじめの防止等のための対策を推進してきた。令和3年3月の改訂内容は、第1として「いじめ防止等に関する基本的考え方」、第2として「いじめ防止等のために町が取り組む施策」、第3として「いじめ防止等のために学校が実施する取組み」、そして第4として「重大事態への対処」、このように大きく4つの構成に分けて明記したこと。
- ・改訂における新たな取組3点について説明。
  - \* 1点目は、第2の「町が取り組む施策」において、今年度から、年2回、各小中学校へのヒアリングを実施することとしたこと。学校長及び生活指導担当教員から、各校における児童生徒の様子、生活指導組織体制、いじめの未然防止、早期発見や対処に関する具体的な取組の内容等について、ヒアリングを行う。1回目は7月初旬に実施、2回目は2学期後半、11月頃の予定。
  - \* 2点目は、いじめ事案、またはいじめの疑いのある事案が発生したときの学校としての対応手順について、『初期対応手順』としてまとめ、明記したこと。38ページ『いじめ対応フローチャート』と合わせて活用していく。
  - \* 3点目は、第4の重大事態への対処について、39ページ『重大事態発生時の対応フローチャート』としてまとめ、明記したこと。重大事態への対応及び調査は、学校サポートチームによって進め、必要に応じて本組織、いじめ等対策委員会が調査を実施する。

○いじめへの対応における今後の課題と取組について説明。

- ・1点目は、いじめ事案への組織的な初期対応について。昨年度、いじめ事案発生時、または疑われたときに、すぐにいじめ対策会議が開催されず、組織対応ではなく教職員の個人対応になっているケースがあったことを踏まえ、必ず学校でいじめ対策会議を位置付け、会議での検討事項を明確化し、組織として対応することとする。
- ・2点目は、いじめの定義の明確化について。教職員のいじめに対する意識の違いや、児童生徒の間違った認識から、いじめ事案として適切に対応できなかつたケースを踏まえ、改めて教職員の共通理解と児童生徒へのいじめについての指導を実施していく。今年度、本町として『いじめリーフレット』を作成し、各小中学校の児童生徒全員に配布するとともに、児童生徒の発達段階に合わせて、リーフレットを活用した授業を実施した。各校において非常に効果的な取組ができている。
- ・3点目、いじめを予防する包括的取組について。周りの児童生徒が、いじめが起こっていることに気付いていても、具体的に行動することができなかつた、おかしいと思っただけでも、そのことを言い出せなかつた等のケースを踏まえ、いじめが起きにくい集団づくりと、年間を通じたいじめ予防の授業の実施を引き続き推進する。また、特別支援が必要な児童生徒への理解不足から、二次的被害としていじめ事案が発生しないよう、支援が必要な児童生徒の共通理解を図り、全ての児童生徒が安心して学べる学級・学校づくりを行う取組を進める。

(意見交流)

- ・アンケートの実施において、「生活アンケート」と「いじめアンケート」それぞれの取扱い方や実施の意図等を、教職員全体で共通認識しておくことが重要である。
- ・アンケートは担任だけでなく、管理職を含めた複数の目で見ても、対応に生かすことが有効である。
- ・アンケートを活用して教職員と児童生徒の面談を行うことが有効である。

## 5 いじめに関するはがきについて

(事務局)

- ・いじめに関するはがきについての状況を資料5で説明。概要は、平成28年1月から始まった件であり、確認をしているところとして、平成27年度に12件、平成28年度に7件、平成29年度に0件、平成30年度に34件、令和元年度に13件、令和2年度に59件。今年度は4月に4件あり、それ以降は届いていない。今後も引き続き、情報収集を行う。

(意見交流)

- ・届いたはがきを持ってきた方が不安にならないよう配慮する。
- ・高槻警察にも相談し、情報共有を行っている。
- ・島本町として、いじめに対して真摯に取り組んでいく姿勢を継続し、未然防止、早期対応に努める。

閉 会